

基本目標 5：介護が必要になっても自立した生活を営む ~介護サービスの充実と適正な運営の確保~

要支援・要介護認定者の将来的な増加を見据え、介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保が課題となっています。一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、2割近くの人が介護保険制度の利用に抵抗があると感じていることが明らかとなっており、その理由としては、「制度自体がよくわからない」という回答が多くなっています。また、介護サービス事業所調査では、行政に求める支援として「介護保険制度の周知」が3割以上となっています。

このため、引き続き、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、介護保険制度に対する理解促進や相談体制の充実を図るとともに、適正なサービスの実施に向けた取り組みを進めていきます。

また、今後予想される在宅医療の利用者増加を踏まえ、下表のとおり、計画的な介護サービス基盤の整備を行っていきます。

サービス種別	令和7年(2025年)までに必要な整備量	第7期中の整備量	第8期の整備計画	第9期の必要整備量
特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)		29人分	29人分	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0人分	30人分	
特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム等)		100人分	50人分	
看護小規模多機能型居宅介護		29人分	29人分	
介護医療院		12人分	10人分	
合計	410人分	170人分	148人分	92人分